

裁 決 書

事件番号 令和5年健康第2号

文書番号 5健康第127143号

裁 決 日 令和5年9月13日

審査請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) が令和5年5月16日に提起した高松市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) による生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。) に基づく生活保護変更決定処分 (以下「本件処分」という。) に係る審査請求 (生活保護変更決定処分取消請求事件 (令和5年健康第2号)。以下「本件審査請求」という。) について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

本件は、処分庁が請求人に対して令和5年2月24日付け及び同年3月15日付けで行った本件処分に対し、請求人が、[REDACTED] 保護費が減額されたにもかかわらず障害者加算等の変更がされないのは不服である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め (本件処分に係る根拠法令等)

- (1) 法第24条第1項において、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされ、同条第2項においては、前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとされている。ただし、同条第1項及び第2項のただし書きにおいて、当該申請書を作成することができない特別の事情及び当該書類を添付することができない特別の事情

があるときは、この限りでないと規定されている。また、同条第3項及び第4項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、通知しなければならないとされ、当該書面には、その決定の理由を付さなければならないものとされており、同条第9項において、これらのことについては、保護の変更の申請についても準用するとされている。

- (2) 法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行ない、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定されている。
- (3) 法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。
- (4) 国は、地方公共団体が法定受託事務である生活保護に関する事務を執行するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による「よべき基準」として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知。以下「国の局長通知」という。）を示しており、同通知の第7の2の（2）エ（ア）では、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされている。また、同通知の第7の2の（2）エ（イ）では、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」とされている。
- (5) 国は、地方公共団体が生活保護に関する事務を執行するに当たっての解釈運用指針として「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）を示しており、その問9-1において、口頭による保護の申請について、次の考え方が示されている。

「生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている。（略）申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論としては口頭による保護申請を認める余地があるものと考えられるが、保護の決定事務処理関係や、保護申請の意思や申請の時期を明らかにする必要があることから、単に申請者が申請する意思を有していたというのみでは不足、申請者によって、申請の意思を明確に表示することにより、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておく必要がある。

したがって、口頭による保護申請については、申請を口頭で行うことを特に明示して行うなど、申請意思が客観的に明確でなければ、申請行為と認めることは困難である。実施機関としては、そのような申し出があった場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求めるなど、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。」

また、別冊問答集問7-17において、加算についての届出について、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となっ
て行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」とされている。

- (6) 障害者加算については、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）において、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）と定められている。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、令和5年1月10日に、請求人から、
架電があったことを受け、同年2月20日に、
年金額等改定調査を行った結果、
の
受給額が判明したため、同年2月24日付けで収入認定額の変更を行い、収入認定額増加分
を遡及分差額として同年3月以降の支給額から減額調整することを内容とする本件処分及び同年3月15日付けで冬季加算分
を減額することを内容とする本件処分を行った。

3 審理員による審理手続の経過

令和5年5月16日、請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、令和5年2月24日及び同年3月15日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

令和5年5月23日、審理員が指名された。

令和5年6月13日、処分庁から弁明書が提出された。

令和5年6月15日付けで、請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を求めたが、同月28日に請求人から、架電により反論書は提出しない旨の回答があった。

令和5年9月4日、審理員から審理員意見書が提出された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

収入が増加したとして保護費が減額されたが、障害者加算、母子加算、冬季加算の変更がされていないことから、最低限の生活が保障されず請求人の権利が妨害されている。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分は生活保護制度の趣旨を十分に踏まえ、関係法令や保護基準、保護の実施要領等に基づき適切に対応したものであり、何ら違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきと主張しており、主張内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 届出にかかる手法の取扱いについて

ア 請求人は、障害者加算等が変更されず最低限の生活が保障されていない旨主張しているが、処分庁から、請求人に対し、になったこと及びその原因であるについて、書類での届出を行うよう求めたにもかかわらず、請求人は書類での提出をしていない。書類での届出については、法第24条第1項において、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」と規定されており、同条第2項においても、「前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。」と規定されており、同条第9項には、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と規定されている。また、同条第1項及び第2項のただし書きにおいて、「ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。」と規定されている。

イ 届出の義務については、法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。別冊問答集9-1で

は、口頭による保護の申請について、保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非様式行為であると解すべきとされ、法第24条第1項においては、保護の開始を申請する者は、申請書を保護の実施機関に提出しなければならないが、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではないと規定されており、申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論としては口頭による保護申請を認める余地があるものと考えられるが、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておく必要があり、実施機関としては、口頭での申し出があった場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求めるなど、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要があるとされている。

それを踏まえ、処分庁は、請求人に対し、特別の事情がない限り書類による届出を求めたが、特別の事情の申し出及び書類の提出のいずれも行われなかった。

(2) 職権による保護の変更について

法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行ない、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定されている。請求人世帯については、書類による届出を求めているにもかかわらず届出がなされていない。処分庁では、生活状況把握のため各世帯に対して訪問調査を行っているが、請求人は、毎回、処分庁職員が訪問の際、敷地内に入ることを拒み続けているため生活状況の把握ができず、保護変更の必要性を判断することができない。

(3) 障害の程度の判定について

請求人は、障害者加算、母子加算、冬季加算が変更されないと主張しているが、国の局長通知第7-2-(2)エ(ア)により、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と明記されている。請求人から書類の提出がなかったため、本件処分を行ったものである。また、請求人が主張している母子加算及び冬季加算については、障害者加算を基に判断していくが、障害者加算同様、書類の提出がない、若しくは特別の事情の申し出がないため、本件処分を行ったものである。

第4 論点整理

本件処分について、請求人は、[REDACTED]されたことを口頭で報告したことから、処分庁は、障害者加算、母子加算、冬季加算を変更し、

増加した額を支払うべきと主張し、処分庁は、請求人は障害者加算等の変更を希望するのであれば[]法第61条による届出書を提出すべきであると主張していることから、この点について判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

請求人及び処分庁の主張並びに提出された証拠書類等から、請求人が審査請求に至った経緯及び処分庁が本件処分を行うに至った経緯が、次のとおり認められる。

- (1) 令和5年1月10日、請求人は処分庁に架電し、[]
[] 遡及して不足分（障害者加算等）等を支払うよう申し出を行った。これに対し、処分庁は、[]について、資料とともに書類で報告するよう求めたが、請求人は書類の提出には応じないと回答した。
- (2) 同年2月20日、処分庁は、[]
[] 受給状況の調査を行った。
その結果、[]であり、受給額の変更が確認されたため、同月24日付けで請求人世帯の収入認定額の変更処理（増額）を行った。
- (3) 同年4月17日、請求人は処分庁に架電し、[]
[]と処分庁に伝えていたが、どうして加算額が増えていないのか尋ねた。処分庁は、法第61条による届出書による書類が提出されれば加算が付けられることを説明した。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第4で記載したとおり、本件処分に当たって処分庁が法や保護の基準等に基づく適正な処分を行ったか否かである。

(1) 本件処分の適法性・妥当性について

ア 本件処分において、処分庁は、請求人から口頭で[]
[] 障害者加算等を増額するよう申し出を受けたことに対し、口頭による申請ではなく、[]
[] 法第61条による届出書を提出するよう求めたものであるが、このことは、法第24条及び法第61条、国の局長通知第7の2の（2）エ（ア）、別冊問答集問7-17、問9-1に沿ったものであり、妥当であると認められる。

また、処分庁が請求人に障害者加算等の変更に必要な書類等の提出を求めたものの提出がなされなかったため、法第25条第2項に基づき、職権で[]
[] 受給状況を調査し、[]

年金額が増加したことによる請求人世帯の収入認定額の増額変更を行ったことも、妥当であると認められる。

イ しかしながら、職権での調査により判明しているにもかかわらず、収入認定額の増額のみを行い、請求人が届出書を提出しないことを理由に障害者加算の変更を行わないことは、適切な対応とはいえず不当なものと言わざるを得ない。

(2) 理由の提示について

ア 法第29条の2の規定により、法第25条第2項の規定による保護の変更処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条の規定が適用され、同条第1項本文では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされており、同条第3項では、「不利益処分を書面でするとき」は、当該処分の理由は「書面により示さなければならない」とされている。

同条の規定に基づく不利益処分の理由の提示の趣旨は、処分庁の「判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあり、不利益処分の理由の提示を欠く場合においては、処分自体の取消しを免れないものとされている。

（最高裁昭和38年5月31日判決、最高裁平成23年6月7日判決）。

また、不利益処分の理由の提示の程度は、当該処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して行われたかを、相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然知り得るような場合を除き、理由の提示として十分でないとされている（最高裁昭和60年1月22日判決）。

イ これを本件処分についてみると、前記判決に照らせば、令和5年2月24日付けの生活保護変更決定通知書の保護変更理由については、「就労外収入等の収入認定額変更」と記載しているのみで、これをもって、具体的にいかなる事実関係に基づいて生活保護の変更をしたのかを、相手方が了知しうると認めることは困難であり、行政手続法第14条に規定される理由の提示としては不十分で、手続上の瑕疵があると言わざるを得ない。

したがって、本件処分は、理由の提示の点で違法であり、当該処分の取消しを免れることはできない。

(3) 以上のことから、本件処分については、理由の提示の点で手続上の瑕疵があり違法であるとともに、収入認定額の増額のみを行い保護の支給額の算定における障害者加算の変更を行わなかったことは不当な取扱いであることから、処分庁はこれを取り消し、再度、適法かつ適切な手続により処分を行うべきものと思慮される。

なお、請求人の主張する母子加算及び冬季加算については、本件処分について再度検討する中で判断されるべきである。

第6 結論

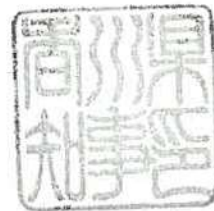
以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第7 添付書類

行政不服審査法第50条第2項の規定に基づき、審理員意見書を添付する。

令和5年9月13日

審査庁 香川県知事 池 田 豊 人



審理員意見書

事件番号 令和5年健康第2号

提出日 令和5年9月4日

香川県知事 池田 豊人 殿

審理員 安藤 賢治

審理員 来田 真

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が令和5年5月16日に審査請求を行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく高松市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての、審査庁がすべき裁決に関する審理員意見書を提出する。

第1 事案の概要

本件は、処分庁が請求人に対して令和5年2月24日付け及び同年3月15日付けで行った本件処分に対し、請求人が、[REDACTED] [REDACTED]保護費が減額されたにもかかわらず障害者加算等の変更がされないのは不服である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第24条第1項において、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされ、同条第2項においては、前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとされている。ただし、同条第1項及び第2項のただし書きにおいて、当該申請書を作成することができない特別の事情及び当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでないと規定されている。また、同条第3項及び第4項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、通知しなければならないとされ、当該書面には、その決定の理由を付さなければならない

ものとされており、同条第9項において、これらのことについては、保護の変更の申請についても準用するとされている。

- (2) 法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行ない、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定されている。
- (3) 法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。
- (4) 国は、地方公共団体が法定受託事務である生活保護に関する事務を執行するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による「よるべき基準」として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知。以下「国の局長通知」という。）を示しており、同通知の第7の2の（2）エ（ア）では、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされている。また、同通知の第7の2の（2）エ（イ）では、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」とされている。
- (5) 国は、地方公共団体が生活保護に関する事務を執行するに当たっての解釈運用指針として「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）を示しており、その問9-1において、口頭による保護の申請について、次の考え方が示されている。

「生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている。（略）申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論としては口頭による保護申請を認める余地があるものと考えられるが、保護の決定事務処理関係や、保護申請の意思や申請の時期を明らかにする必要があることから、単に申請者が申請する意思を有していたというのみでは不足、申請者によって、申請の意思を明確に表示することにより、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておく必要がある。

したがって、口頭による保護申請については、申請を口頭で行うことを特に明示して行うなど、申請意思が客観的に明確でなければ、申請行為と認めることは困難である。実施機関としては、そのような申し出があった場合には、あ

らためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求めるなど、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。」

また、別冊問答集問7-17において、加算についての届出について、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となっていくべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」とされている。

- (6) 障害者加算については、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）において、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）と定められている。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、令和5年1月10日に、請求人から、
架電があったことを受け、同年2月20日に、
年金額等改定調査を行った結果、
の
受給額が判明したため、同年2月24日付けで収入認定額の変更を行い、収入認定額増加分
を遡及分差額として同年3月以降の支給額から減額調整することを内容とする本件処分及び同年3月15日付けで冬季加算分
を減額することを内容とする本件処分を行った。

3 審理手続の経過

令和5年5月16日、請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、令和5年2月24日及び同年3月15日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

令和5年5月23日、審理員が指名された。

令和5年6月13日、処分庁から弁明書が提出された。

令和5年6月15日付けで、請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を求めたが、同月28日に請求人から、架電により反論書は提出しない旨の回

答があった。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

収入が増加したとして保護費が減額されたが、障害者加算、母子加算、冬季加算の変更がされていないことから、最低限の生活が保障されず請求人の権利が妨害されている。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分は生活保護制度の趣旨を十分に踏まえ、関係法令や保護基準、保護の実施要領等に基づき適切に対応したものであり、何ら違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきと主張しており、主張内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 届出にかかる手法の取扱いについて

ア 請求人は、障害者加算等が変更されず最低限の生活が保障されていない旨主張しているが、処分庁から、請求人に対し、になったこと及びその原因であるについて、書類での届出を行うよう求めたにもかかわらず、請求人は書類での提出をしていない。書類での届出については、法第24条第1項において、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」と規定されており、同条第2項においても、「前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。」と規定されており、同条第9項には、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と規定されている。また、同条第1項及び第2項のただし書きにおいて、「ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。」と規定されている。

イ 届出の義務については、法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。別冊問答集9-1では、口頭による保護の申請について、保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、

非様式行為であると解すべきとされ、法第24条第1項においては、保護の開始を申請する者は、申請書を保護の実施機関に提出しなければならない、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではないと規定されており、申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論としては口頭による保護申請を認める余地があるものと考えられるが、保護申請が行われたかどうかを客観的に見ても明らかにしておく必要があり、実施機関としては、口頭での申し出があった場合には、あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求めるなど、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要があるとされている。

それを踏まえ、処分庁は、請求人に対し、特別の事情がない限り書類による届出を求めたが、特別の事情の申し出及び書類の提出のいずれも行われなかった。

(2) 職権による保護の変更について

法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行ない、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定されている。請求人世帯については、書類による届出を求めているにもかかわらず届出がなされていない。処分庁では、生活状況把握のため各世帯に対して訪問調査を行っているが、請求人は、毎回、処分庁職員が訪問の際、敷地内に入ることを拒み続けているため生活状況の把握ができず、保護変更の必要性を判断することができない。

(3) 障害の程度の判定について

請求人は、障害者加算、母子加算、冬季加算が変更されないと主張しているが、国の局長通知第7-2-(2)エ(ア)により、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と明記されている。請求人から書類の提出がなかったため、本件処分を行ったものである。また、請求人が主張している母子加算及び冬季加算については、障害者加算を基に判断していくが、障害者加算同様、書類の提出がない、若しくは特別の事情の申し出がないため、本件処分を行ったものである。

第4 論点整理

本件処分について、請求人は、[REDACTED]されたことを口頭で報告したことから、処分庁は、障害者加算、母子加算、冬季加算を変更し、増加した額を支払うべきと主張し、処分庁は、請求人は障害者加算等の変更

を希望するのであれば[]法第61条による届出書を提出すべきであると主張していることから、この点について判断する必要がある。

第5 審理員意見書の理由

1 審理員が認定した事実

請求人及び処分庁の主張並びに提出された証拠書類等から、請求人が審査請求に至った経緯及び処分庁が本件処分を行うに至った経緯が、次のとおり認められる。

- (1) 令和5年1月10日、請求人は処分庁に架電し、[]
[] 遡及して不足分（障害者加算等）等を支払うよう申し出を行った。これに対し、処分庁は、[]について、資料とともに書類で報告するよう求めたが、請求人は書類の提出には応じないと回答した。
- (2) 同年2月20日、処分庁は、[]
[] 受給状況の調査を行った。
その結果、[]であり、受給額の変更が確認されたため、同月24日付けで請求人世帯の収入認定額の変更処理（増額）を行った。
- (3) 同年4月17日、請求人は処分庁に架電し、[]
[]と処分庁に伝えていたが、どうして加算額が増えていないのか尋ねた。処分庁は、法第61条による届出書による書類が提出されれば加算が付けられることを説明した。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第4で記載したとおり、本件処分に当たって処分庁が法や保護の基準等に基づく適正な処分を行ったか否かである。

(1) 本件処分の適法性・妥当性について

ア 本件処分において、処分庁は、請求人から口頭で[]
[] 障害者加算等を増額するよう申し出を受けたことに対し、口頭による申請ではなく、[]
[] 法第61条による届出書を提出するよう求めたものであるが、このことは、法第24条及び法第61条、国の局長通知第7の2の（2）エ（ア）、別冊問答集問7-17、問9-1に沿ったものであり、妥当であると認められる。

また、処分庁が請求人に障害者加算等の変更に必要な書類等の提出を求めたものの提出がなされなかったため、法第25条第2項に基づき、職権で[]
[] 受給状況を調査し、
[]

■年金額が増加したことによる請求人世帯の収入認定額の増額変更を行ったことも、妥当であると認められる。

イ しかしながら、■職権での調査により判明しているにもかかわらず、収入認定額の増額のみ行い、請求人が届出書を提出しないことを理由に障害者加算の変更を行わないことは、適切な対応とはいえず不当なものと言わざるを得ない。

(2) 理由の提示について

ア 法第29条の2の規定により、法第25条第2項の規定による保護の変更処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条の規定が適用され、同条第1項本文では、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とされており、同条第3項では、「不利益処分を書面でするとき」は、当該処分の理由は「書面により示さなければならない」とされている。

同条の規定に基づく不利益処分の理由の提示の趣旨は、処分庁の「判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあり、不利益処分の理由の提示を欠く場合においては、処分自体の取消しを免れないものとされている。（最高裁昭和38年5月31日判決、最高裁平成23年6月7日判決）。

また、不利益処分の理由の提示の程度は、当該処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して行われたかを、相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然知り得るような場合を除き、理由の提示として十分でないとされている（最高裁昭和60年1月22日判決）。

イ これを本件処分についてみると、前記判決に照らせば、令和5年2月24日付けの生活保護変更決定通知書の保護変更理由については、「就労外収入等の収入認定額変更」と記載しているのみで、これをもって、具体的にいかなる事実関係に基づいて生活保護の変更をしたのかを、相手方が了知しうると認めることは困難であり、行政手続法第14条に規定される理由の提示としては不十分で、手続上の瑕疵があると言わざるを得ない。

したがって、本件処分は、理由の提示の点で違法であり、当該処分の取消しを免れることはできない。

(3) 以上のことから、本件処分については、理由の提示の点で手続上の瑕疵があり違法であるとともに、収入認定額の増額のみを行い保護の支給額の算定における障害者加算の変更を行わなかったことは不当な取扱いであることから、処分庁はこれを取り消し、再度、適法かつ適切な手続により処分を行うべきもの

と思慮される。

なお、請求人の主張する母子加算及び冬季加算については、本件処分について再度検討する中で判断されるべきである。

第6 結論

上記のとおり、本件処分は違法かつ不当である。そのため、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。